

令和2年6月5日

生徒の皆さんと
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校
校長 安藤 正道

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

このことについては、県教育委員会の通知（令和2年4月6日付け、教保健第5号）により対応しておりましたが、この度の通知（令和2年5月29日付け）で医療機関等への相談の目安が変更されたことに伴い、本校でも次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。下記の事項で該当する場合がございますら、担任もしくは、学校まで御相談くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後の対応について見直す場合がありますことを申し添えます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は、次のとおりです。
 - (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合
出席停止とする期間については、上記（1）～（2）については、県教育委員会保健体育課と協議することになっており、上記（3）については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とすることになっています。

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安は、次のとおりです。

(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱います。

① 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合（ただし、4日以上となる場合は、全期間を前項1の「出席停止」として取り扱います。）

② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等

③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とすることになっています。

(2) 上記2（1）の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができることになっていますので、御相談ください。

また、「時差通学」が必要な場合についても御相談ください。

3 提出書類について

上記1（1）～（3）と2（1）①～③については、「新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に係る欠席連絡票」を、上記2（2）については、場合に応じて「家庭学習願」や「時差通学願」の提出をよろしくお願ひします。

これらの書式は、学校ホームページからダウンロードすることができますが、郵送等を希望される場合は御連絡ください。

【 本件問合せ先 】

岡山県立倉敷工業高等学校

教頭 藤原 亨 祐

副校長 白 髭 克 浩

TEL (086) 422-0476

FAX (086) 422-9934